

令和6年10月神栖市農業委員会定例総会議事録

神栖市農業委員会 会長 吉川弘は、令和6年10月22日午後3時30分、神栖市農業委員会定例総会を神栖市役所分庁舎2階会議室2に招集した。

出席委員（18名）

1 番	玉 造 一 雄	2 番	安 藤 和 利
3 番	山 中 悦 朗	5 番	宮 本 清 美
6 番	坂 本 正 行	7 番	鈴 木 茂
8 番	池 田 勇	9 番	境 政 一
10 番	大 塚 徹	11 番	石 津 昭 彦
12 番	原 範 子	13 番	池 田 治 和
14 番	田 内 一 郎	15 番	溝 口 竜 生
16 番	間 山 房 枝	17 番	立 花 紀 貴
18 番	高 橋 克 美	20 番	吉 川 弘

欠席委員（0名）

事務局職員（4名）

事務局長	岡 野 康 宏	局長補佐	菅 野 裕 之
係 長	野 田 翼 子	主 事	山 本 宗 宏

議事日程

- 第1 議事録署名委員の選任について
- 第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可について
- 議案第4号 神栖市農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について
- 議案第5号 地籍調査事業に伴う地目の確認について（照会）
- 議案第6号 現況確認証明願（非農地証明）について
- 第3 報告第1号 農地の転用事実等に関する照会の実施結果について
- 報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出の受理について
- 報告第3号 農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出の受理について
- 報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書について
- 報告第5号 制限除外の農地の移動届について
- 報告第6号 茨城県農業会議諮問に関する答申について

会 議 の 概 要

<開会：午後３時３２分>

議 長 大変お忙しい中お集まりいただき、誠にありがとうございます。本日の出席委員は１８名であり、農業委員会等に関する法律第２７条第３項の規定に基づき、定足数に達しておりますので、本総会は成立いたしました。ただ今より、令和６年１０月の神栖市農業委員会定例総会を開催いたします。

議 長 本総会の議事日程につきましては、告示及び通知のとおりでございます。最初に日程第１「議事録署名委員の選任」を行います。私から指名させていただきますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 ご異議なしと認め、議事録署名委員に、１１番石津昭彦委員、１２番原範子委員を指名いたします。よろしく願いいたします。

議 長 次に、日程第２、議案第１号ないし議案第６号を上程します。各議題について、担当委員の説明をよろしく願いいたします。また発言する際は、挙手及び議席番号を告げたのち、指名されてから発言をお願いいたします。

議 長 議案第１号、農地法第３条の規定による許可について（１）所有権の移転について、番号１を議題といたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の岡野です。議案第１号、農地法第３条の規定による許可（１）所有権の移転、番号１について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする番号１の譲受人、譲渡人及び土地の所在等は、議案書記載のとおりでございます。譲受人は、自家消費のため申請地を売買により取得するものであり、譲受人が所有する農機具は、耕運機１台で、農作業に従事する日数は年間１８０日、耕作計画はピーマン、トマト、さつまい芋です。以上でございます。

議 長 次に、担当委員の説明を求めます。２番安藤和利委員。

2 番 はい、2 番安藤です。本案件の詳細につきましては事務局の説明どおりでございます。譲渡人と譲受人は御兄弟で、譲渡人が高齢ということもあり、維持管理が難しくなっていくなか、弟である譲受人に所有権の移転をしたいとのことです。担当委員としては特段問題ないかと思しますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 事務局及び担当委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議 長 次に、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可について（1）所有権の移転について、番号 2 を議題といたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の岡野です。議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可（1）所有権の移転、番号 2 について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする番号 2 の譲受人、譲渡人及び土地の所在等は、議案書記載のとおりでございます。譲受人は、自家消費のため申請地を贈与により取得するものであり、譲受人が所有する農機具は、鍬と鎌、各 1 本と草刈り機 1 台、田植え機 1 台で、農作業に従事する日数は年間 1 5 0 日、耕作計画は米とトマトです。以上でございます。

議 長 次に、担当委員の説明を求めます。1 1 番石津昭彦委員。

1 1 番 はい、1 1 番石津です。先日、現地を確認してまいりました。内容については、事務局の説明のとおりです。譲受人と譲渡人は親子ということで担当委員としては何ら問題ないと思いますが、皆様方の更なる審議をよろしく願いいたします。

議 長 事務局及び担当委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。
本案は原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議 長 次に、議案第1号、農地法第3条の規定による許可について(1)所有
権の移転について、番号3を議題といたします。事務局に説明を求めます。
事務局長。

事務局長 はい、事務局長の岡野です。議案第1号、農地法第3条の規定による許
可(1)所有権の移転、番号3について事務局よりご説明いたします。許
可を受けようとする番号3の譲受人、譲渡人及び土地の所在等は、議案書
記載のとおりでございます。譲受人は、新規就農のため申請地を売買によ
り取得するものであり、譲受人が所有する農機具は、トラクター1台と耕
運機1台で、農作業に従事する日数は年間280日、耕作計画はピーマン
です。以上でございます。

議 長 次に、担当委員の説明を求めます。3番山中悦朗委員。

3番 はい、3番山中です。申請内容については事務局の説明のとおりです。譲受
人は現在、農業法人を起ち上げており、当該農地についてもピーマンを生産し
ていきたいとのことです。担当委員としては異議ありません。委員の更なるご
審議よろしく願います。

議 長 事務局及び担当委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。
本案は原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議 長 次に、議案第2号、農地法第4条の規定による許可についてを議題といた
します。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の岡野です。議案第2号、農地法第4条の規定による許可について、事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする、議案第2号の申請人及び土地の所在等は、議案書記載のとおりでございます。転用の目的は、共同住宅の建築に伴う申請となっております。以上でございます。

議長 次に、担当委員の説明を求めます。10番大塚徹委員。

10番 はい、10番大塚です。10月11日に現地確認をしました。内容については事務局の説明のとおりです。申請地周辺は住宅街化しており、共同住宅の建築ということで開発行為許可申請済みとのことでした。問題ないかと思いますが、皆様の更なるご審議をよろしくお願いいたします。

議長 事務局及び担当委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議長 次に、議案第3号－1、農地法第5条の規定による許可についてを議題といたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の岡野です。議案第3号－1、農地法第5条の規定による許可について、事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする議案第3号－1の譲受人、譲渡人及び土地の所在等は、議案書記載のとおりでございます。転用の目的は、太陽光発電設備の設置ということで、売買による所有権の移転に伴う申請となっております。以上でございます。

議長 次に、担当委員の説明を求めます。2番安藤和利委員。

2番 はい、2番安藤です。本案件の詳細につきましては、事務局の説明どおりでございます。譲渡人は、相続で取得した土地ですが、この度、太陽光発電会社との転用による所有権移転をしたいとのことでした。区域指定の場合

所でもあり特段問題ないかと思いますので、ご審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 事務局及び担当委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。
本案は原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議 長 次に、議案第3号ー2、農地法第5条の規定による許可についてを議題といたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の岡野です。議案第3号ー2、農地法第5条の規定による許可について、事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする議案第3号ー2の、譲受人、譲渡人及び土地の所在等は、議案書記載のとおりでございます。転用の目的は、自己住宅の建築ということで、売買による所有権の移転に伴う申請となっております。以上でございます。

議 長 次に、担当委員の説明を求めます。16番間山房枝委員。

16番 はい、16番間山です。先日、現地確認をいたしました。内容については事務局の説明のとおりです。申請地周辺は小中学校があり、住宅街化しております。自己住宅の建築ということで、担当委員としては許可相当と思います。更なる審議をよろしくお願ひいたします。

議 長 事務局及び担当委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。
本案は原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議長 次に、議案第4号、神栖市農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取についてを議題といたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の岡野です。議案第4号、神栖市農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について、事務局よりご説明いたします。当該議案につきましては、神栖市長より農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、議案書に記載されている8筆について意見が求められているものでございます。その他、権利を設定する土地の所在等は議案書記載のとおりとなっております。事務局からは以上でございます。

議長 事務局の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 ご異議なしと認め、原案のとおり承認することと決定いたします。

議長 次に、議案第5号、地籍調査事業に伴う地目の確認について（照会）を議題といたします。坂本農地部会長に現地確認調査について説明を求めます。坂本農地部会長。

農地部会長 はい、農地部会長の坂本です。議案第5号、地籍調査事業に伴う地目確認の調査結果を報告いたします。現地調査日は10月9日水曜日、調査委員は吉川会長、山中農地副部会長、田内委員、池田治和委員、事務局2名と私の7名で行いました。なお、地籍調査課職員3名が立会いました。地籍調査課から照会がありました番号1、日川地内の土地については、地籍調査課の願出地目のとおりと判定いたしました。以上であります。委員の更なる審議をお願いいたします。

議長 農地部会長の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 ご異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

議 長 次に、議案第 6 号、現況確認証明願についてを議題といたします。坂本農地部会長に現地確認調査について説明を求めます。坂本農地部会長。

農地部会長 はい、農地部会長の坂本です。議案第 6 号、現況確認証明願の調査結果を報告いたします。現地調査日は 10 月 22 日火曜日、調査委員は玉造会長代理、山中農地副部会長、鈴木委員、間山委員、事務局 2 名と私の 7 名で行いました。非農地証明願番号 1、太田地内の農地の状況は、雑木等の繁茂により荒地状態となっており非農地と判定いたしました。以上であります。委員の更なる審議をお願いいたします。

議 長 農地部会長の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

議 長 次に日程第 3、報告第 1 号、農地の転用事実等に関する照会の実施結果について、坂本農地部会長に現地確認の報告を求めます。坂本農地部会長。

農地部会長 はい、農地部会長の坂本です。報告第 1 号、農地の転用事実等に関する照会の実施結果について報告いたします。法務局照会番号 1 ないし番号 2 の調査にあたっては、先程の議案第 5 号と同様に行いました。また、番号 3 ないし番号 5 の調査にあたっては、先程の議案第 6 号と同様に行いました。最初に、番号 1 須田地内の農地の状況は、廃車置場となっており非農地と判定いたしました。次に、番号 2 溝口地内の農地の状況は、竹林と雑草等で荒地状態であり非農地と判定いたしました。次に、番号 3 ないし番号 5 の知手地内の農地の状況は、アスファルトの駐車場となっており非農地と判定いたしました。現地調査の報告は以上でございます。

議 長 ただいまの報告について、ご意見ご質問等ございませんか。

議長 意見がないようですので次に、報告第2号、農地法第3条の3の規定による届出の受理について、報告第3号、農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出の受理について、報告第4号、農地法第18条第6項の規定による通知書について、報告第5号、制限除外の農地の移動届について、報告第6号、茨城県農業会議諮問に関する答申についてを、一括して事務局に報告を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の岡野です。報告第2号、農地法第3条の3の規定による届出の受理について事務局よりご報告いたします。はじめに、報告第2号、番号1についてご報告いたします。当該届出の届出者及び土地の所在等は、議案書記載のとおりでございます。また、権利取得理由は相続ということで、令和6年9月13日に届出があり受理しております。次に、報告第2号、番号2についてご報告いたします。当該届出の届出者及び土地の所在等は、議案書記載のとおりでございます。また、権利取得理由は相続ということで、令和6年9月13日に届出があり受理しております。次に、報告第2号、番号3についてご報告いたします。当該届出の届出者及び土地の所在等は、議案書記載のとおりでございます。また、権利取得理由は相続ということで、令和6年9月13日に届出があり受理しております。次に、報告第2号、番号4についてご報告いたします。当該届出の届出者及び土地の所在等は、議案書記載のとおりでございます。また、権利取得理由は相続ということで、令和6年9月13日に届出があり受理しております。次に、報告第2号、番号5についてご報告いたします。当該届出の届出者及び土地の所在等は、議案書記載のとおりでございます。また、権利取得理由は相続ということで、令和6年10月2日に届出があり受理しております。次に、報告第2号、番号6についてご報告いたします。当該届出の届出者及び土地の所在等は、議案書記載のとおりでございます。また、権利取得理由は相続ということで、令和6年10月2日に届出があり受理しております。続きまして、報告第3号 農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出の受理について事務局よりご報告いたします。はじめに、報告第3号、番号1についてご報告いたします。当該届出の譲受人、譲渡人及び土地の所在等は、議案書記載のとおりでございます。転用の目的は、駐車場であり、売買による所有権の移転ということで、令和6年9月13日に届出があり受理しております。次に、報告第3号、番号2についてご報告いたします。当該届出の譲受人、譲渡人及び土地の所在等は、議案書記載のとおりでございます。転用の目的は、資材置場であり、売買による所有権の移転ということで、令和6年9月17日に届出があり受理しております。次に、報告第3号、番号3についてご報告いた

します。当該届出の譲受人、譲渡人及び土地の所在等は、議案書記載のとおりでございます。転用の目的は、資材置場であり、売買による所有権の移転ということで、令和6年9月17日に届出があり受理しております。次に、報告第3号、番号4についてご報告いたします。当該届出の譲受人、譲渡人及び土地の所在等は、議案書記載のとおりでございます。転用の目的は、進入路であり、売買による所有権の移転ということで、令和6年10月3日に届出があり受理しております。次に、報告第3号、番号5についてご報告いたします。当該届出の譲受人、譲渡人及び土地の所在等は、議案書記載のとおりでございます。転用の目的は、自己住宅であり、売買による所有権の移転ということで、令和6年10月3日に届出があり受理しております。次に、報告第3号、番号6についてご報告いたします。当該届出の譲受人、譲渡人及び土地の所在等は、議案書記載のとおりでございます。転用の目的は、駐車場であり、売買による所有権の移転ということで、令和6年10月3日に届出があり受理しております。次に、報告第3号、番号7についてご報告いたします。当該届出の譲受人、譲渡人及び土地の所在等は、議案書記載のとおりでございます。転用の目的は、駐車場であり、売買による所有権の移転ということで、令和6年10月8日に届出があり受理しております。次に、報告第3号、番号8についてご報告いたします。当該届出の譲受人、譲渡人及び土地の所在等は、議案書記載のとおりでございます。転用の目的は、駐車場であり、賃借権の設定ということで、令和6年10月10日に届出があり受理しております。次に、報告第3号、番号9についてご報告いたします。当該届出の譲受人、譲渡人及び土地の所在等は、議案書記載のとおりでございます。転用の目的は、駐車場であり、賃借権の設定ということで、令和6年10月10日に届出があり受理しております。続きまして、報告第4号、農地法第18条第6項の規定による通知書について、事務局よりご報告いたします。当該案件につきましては、農地法第18条第6項の規定に基づき、神栖市農業委員会へ通知があったものでございます。通知人及び土地の所在等は、議案書記載のとおりでございます。なお、受理件数は1件で、令和6年9月17日に受理しておりますのでご報告いたします。続きまして、報告第5号、制限除外の農地の移動届について、事務局よりご報告いたします。はじめに、報告第5号、番号1についてご報告いたします。当該届出につきましては、農地法第5条第1項第7号及び農地法施行規則第53条第5号に定める場合に該当することから、法令に基づき農地法の制限除外が適用されるため、令和6年10月1日に届出があり受理しております。なお、当該届出の届出人及び土地の所在等は、議案書記載のとおりでございます。次に、報告第5号、番号2についてご報告いたします。当該届出につつまし

ては、農地法第5条第1項第7号及び農地法施行規則第53条第11号に定める場合に該当することから、法令に基づき農地法の制限除外が適用されるため、令和6年10月8日に届出があり受理しております。なお、当該届出の届出人及び土地の所在等は、議案書記載のとおりでございます。続きまして、報告第6号、茨城県農業会議諮問に関する答申についてご報告いたします。当該案件につきましては、令和6年9月24日の神栖市農業委員会定例総会において、農地法第5条の規定による許可申請について、許可相当の決定を受けた案件でございます。また、対象地の面積が3千㎡以上であることから、茨城県農業会議常設審議委員会への諮問が必要な案件でありましたが、令和6年10月16日に開催されました茨城県農業会議常設審議委員会の決議により、許可相当である旨の答申がありましたので皆様にご報告するものです。なお、当該答申にかかる対象者及び対象地の所在等は、議案書記載のとおりでございます。事務局からは以上でございます。

議 長 ただいまの報告について、ご意見ご質問等ございませんか。

議 長 意見がないようですので以上で、本日の日程は全て終了いたしました。これをもちまして、令和6年10月の定例総会を閉会いたします。

＜閉会：午後4時06分＞

神栖市農業委員会会議規則第 13 条第 2 項の規定により署名する。

議 長（会長）

議事録署名人

議事録署名人